

託送供給等約款改定に伴う主な変更点について

関西電力送配電株式会社



- 当社は、2026年6月24日、電気事業法第18条第1項に基づき、託送供給等約款の変更認可申請を経済産業大臣に行い、同年7月22日に認可をいただきました。
- 認可された内容は、2026年10月1日から実施します。
- 本資料は、認可された内容のうち、以下の3点についての説明資料です。

- 1. 需要側の系統接続に係る手続期限の設定** P.3
- 2. 需要側の技術検討に係る再検討を要する内容変更の扱い** P.4
- 3. 発電等設備の系統接続に係る契約申込における事業用地使用権原提出の要件化** P.5,6

(参考) 国の審議会における検討資料 P.7

1. 需要側の系統接続に係る手続期限の設定

3

- 国の審議会において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、供給承諾から工事費負担金の入金までの期間を3ヶ月以内とし、この期限が守られない場合は当該地点の契約申込を取り消すことが整理されました。当該整理に合わせて、以下の通り運用します。

➤ 今回新たに約款に規定した内容

主な変更内容	規定の対象	低圧		高圧		特別高圧	
		需要	発電	需要	発電	需要	発電
工事費負担金の入金期限の設定	特別高圧需要の工事費負担金	— ※1				○	— ※2
入金期限超過時の申込み取消し ※3	すべての申込み	○	○	○	○	○	○

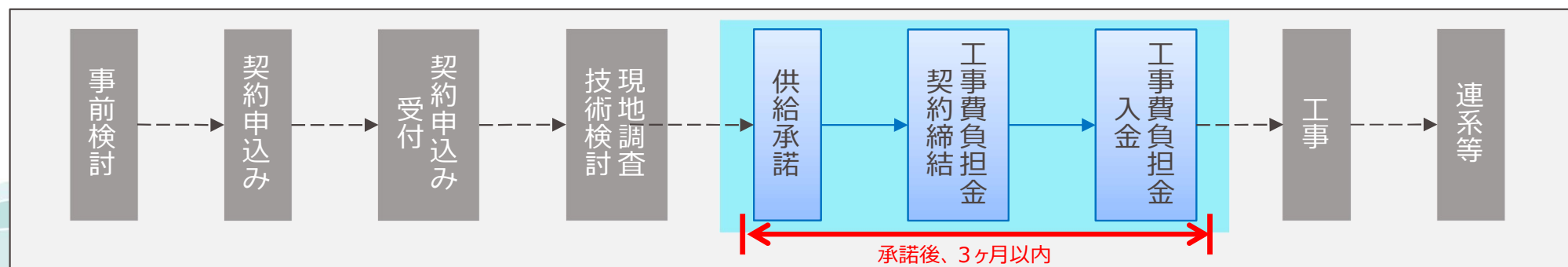
※1：請求書・振込用紙に期限掲載済

※2：約款規定やFIT制度等の取扱いに準じて期限を設けます

※3：10月1日からは特別高圧のみを対象とし、高圧以下への対象拡大は必要に応じて順次見直しを行う予定

➤ 取消しとなった場合の取扱い（例：特別高圧需要新設）

期限を守られない場合には、当該地点の契約申込みが取消しとなるため、あらためて当社に申込み手続きをお願いいたします。なお、再申込みとなるため、あらためて検討が必要です。



2. 需要側の技術検討に係る再検討を要する場合の内容変更の扱い

4

- 国の審議会において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、**供給対策工事および技術検討の結果に影響を及ぼす需要家都合による契約申込の不備や内容変更があった場合は、契約申込を取り消すことが整理**されました。当該整理に合わせて、以下の通り運用します。

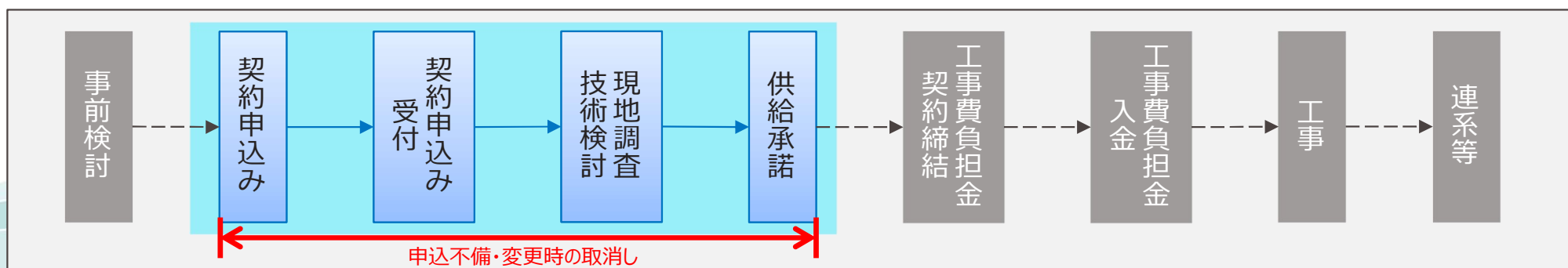
➤ 今回新たに約款に規定した内容

主な変更内容	規定の対象	低圧		高圧		特別高圧	
		需要	発電	需要	発電	需要	発電
技術検討に影響を及ぼす申込内容の不備・変更による申込み取消し ※4	託送供給・発電量調整供給 需要抑制量調整供給の契約申込み	○	○	○	○	○	○

※4：訂正申込受付確認後、軽微な変更ではないと判断された場合、変更前の申込を取消します

➤ 取消しとなった場合の取扱い（例：特別高圧需要新設）

需要家さまの都合により契約申込の変更が発生した場合、変更前の申込みが取消しとなるため、あらためて当社に申込み手続きをお願いいたします。なお、再申込みとなるため、あらためて検討が必要です。



3. 発電等設備の系統接続に係る契約申込における事業用地使用権原提出の要件化 5

- 国の審議会において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、非FIT/非FIP電源について、発電量調整供給契約申込時に事業用地の使用権原を証する書類を連系承諾から2ヶ月以内に提出することを要件とし、提出されない場合は連系予約を取り消すことが整理されました。当該整理に合わせて、以下の通り運用します。

➤ 今回新たに約款に規定した内容

主な変更内容	規定の対象 (供給側 (L) 対象外)	低圧 ※5	高圧	特別高圧
		発電		
事業用地の使用権原を証する書類の提出 ※6	非FIT/非FIP電源を設置する 発電量調整供給契約の申込み	○	○	○
提出期限超過時の申込取消し ※7	同上	○	○	○

※5 10月1日からは高圧以上を対象とし、低圧への対象拡大は必要に応じて順次見直しを行う予定

※6 全部事項証明書または登記簿謄本の提出が必要です。

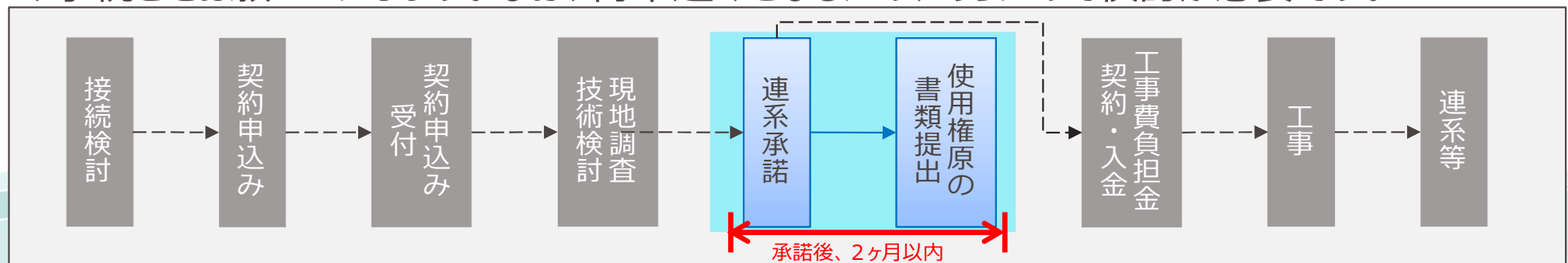
(全部事項証明書または登記簿謄本の所有者名義と発電事業者名義が異なる場合は、賃貸/譲渡証明書等の提出も必要となります。)

上記の代替書類に関しては、別途当社にお問い合わせください。

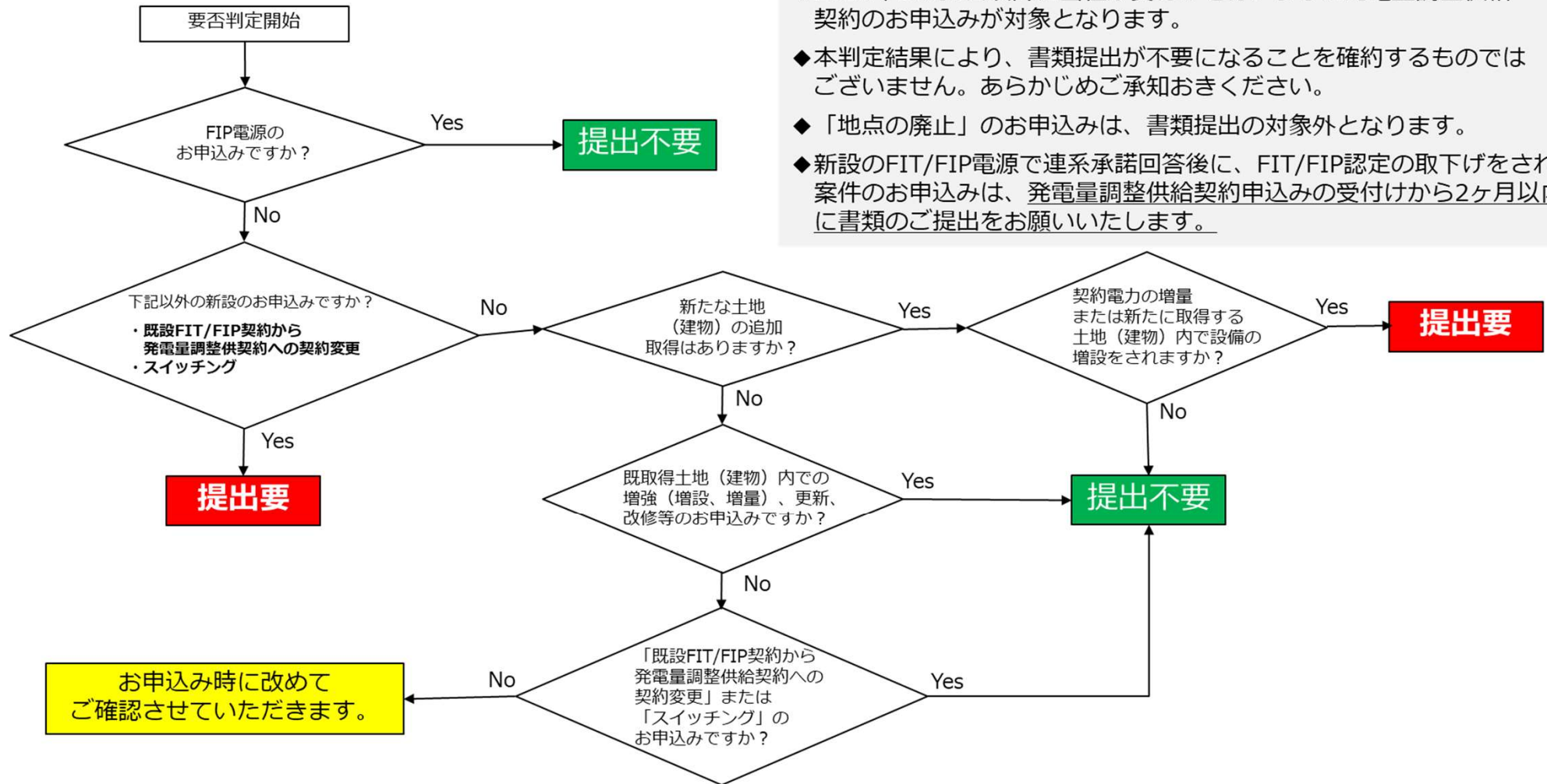
※7 提出期限延長の申し出に関しては、その理由を当社にて確認のうえ、延長可否について回答いたします。

➤ 取消しとなった場合の取扱い（例：特別高圧発電新設）

期限を守られない場合には、当該地点の連系予約が取消しとなるため、あらためて当社に申込み手続きをお願いいたします。なお、再申込みとなるため、あらためて検討が必要です。



＜事業用地の使用権原を証する書類の提出要否判定＞



- ◆2026年10月1日以降に当社が受付けを行いました発電量調整供給契約のお申込みが対象となります。
- ◆本判定結果により、書類提出が不要になることを確約するものではありません。あらかじめご承知おきください。
- ◆「地点の廃止」のお申込みは、書類提出の対象外となります。
- ◆新設のFIT/FIP電源で連系承諾回答後に、FIT/FIP認定の取下げをされた案件のお申込みは、発電量調整供給契約申込みの受付けから2ヶ月以内に書類のご提出をお願いいたします。

◆ 需要側の系統接続に係る手続期限の設定

[第4回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ\(2025年9月24日開催\)](#)

◆ 需要側の技術検討に係る再検討を要する内容変更の扱い

[第10回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ\(2026年4月16日開催\)](#)

◆ 発電等設備の系統接続に係る契約申込における事業用地使用权原提出の要件化

[第6回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ\(2025年12月24日開催\)](#)